

〔登録取消・一時停止 措置実施状況〕（2012年3月度）

不適正な行為が発見された事業所に対しては、以下の事由において車上作動処理業務委託契約の登録取消・一時停止を実施いたしました。

- H24年3月（関東地方）  
すべてのエアバッグ類を未処理のまま破砕業者に引き渡そうとしていた。

<規約第7条1.(5)>